

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2703号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「1. 特定年月日 a、横浜市こころの健康相談センターにて、健康福祉局の A 担当課長から、請求者に手交された回答書（健こ特定番号、特定年月日 a 付け）に記載された内容は、機関（組織）決定された所定の手続きに則ったものであるとの説明を、特定年月日 b、同センターにて、同担当課長から請求者は受けました。2. つきましては、当該機関決定がなされた所定の手続きが記載された規定（文）の開示を求めます。3. また、当該機関決定がなされた日付及び決裁権者の職氏名を確認するため、その際に作成された伺い書の開示を求めます。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2703号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2703	平成31年1月11日	平成31年1月25日	令和元年5月7日	令和元年6月14日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2703	「1. 特定年月日 a、横浜市こころの健康相談センターにて、健康福祉局の A 担当課長から、請求者に手交された回答書（健こ特定番号、特定年月日 a 付け）に記載された内容は、機関（組織）決定された所定の手続きに則ったものであるとの説明を、特定年月日 b、同センターにて、同担当課長から請求者は受けました。2. つきましては、当該機関決定がなされた所定の手続きが記載された規定（文）の開示を求めます。3. また、当該機関決定がなされた日付及び	非開示 不存在 (作成しておらず、保有していないため)	原処分 妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
	<p>決裁権者の職氏名を確認するため、その際に作成された伺い書の開示を求めます。」(以下「本件審査請求文書」という。)</p>		

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2703	<p>《措置診察に係る事務について》</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項では、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長。以下同じ。）は、法第23条の規定に基づく警察官の通報（以下「法第23条通報」という。）等があった者について、調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察をさせなければならないこととされている。横浜市では、法第27条第1項の規定に基づく診察（以下「措置診察」という。）の実施の要否を判断するための調査においては、法第23条通報等があった者の氏名、住所、性別、生年月日のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、措置入院のための移送に関する事前調査票及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書を作成している。そして、当該調査の結果に基づき、措置診察の実施の要否を決定している。</p> <p>都道府県知事は、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件開示請求に係る開示請求書並びに本件審査請求に係る審査請求書及び反論書の記載から、本件審査請求文書は、本件回答書（※1）に記載されている態様の法第23条通報があった場合における法第27条第1項の規定に基づく調査に係る所定の手続及び措置診察の要否の判断基準が記載された規定（文）であって、本件通報案件（※2）のあった特定年月日cにおいて横浜市で機関（組織）決定されていたもの並びに当該機関（組織）決定に係る行政文書であると解される。</p> <p>※1 特定年月日aに横浜市こころの健康相談センターにてA担当課長が審査請求人に手交した回答書</p> <p>※2 実施機関が特定年月日cに法第23条の規定に基づく警察官の通報を受けた案件</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会では、令和3年6月17日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件通報案件があったのは、区役所の開庁時間外の深夜帯（午後10時から翌日午前8時30分までをいう。以下同じ。）である。</p> <p>(イ) 本件開示請求に係る開示請求書に「回答書（健こ特定番号、特定年月日a付け）に記載された内容は、機関（組織）決定された所定の手続きに則ったものであるとの説明を・・・担当課長から請求者は受けました。」と記載されているが、そのような発言はしていない。</p> <p>(ウ) 実施機関は、区福祉保健センターにおける精神保健福祉に関する業務全般にわたる手続等について、平成26年度から「横浜市区福祉保健センター精神保健福祉業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）を作成しており、毎年度改訂している。</p> <p>本件通報案件のあった特定年月日c時点においては、平成28年4月版の業務マニュアルが通用していた。</p> <p>「精神保健福祉法第23条警察官通報対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）及び「精神保健福祉法第23条受理書記入マニュアル」（以下「記入マニュアル」という。）</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2703</p>	<p>は業務マニュアルの一部であり、記入マニュアルは対応マニュアルの一部である。</p> <p>(エ) 対応マニュアルは区福祉保健センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査の内容等についてまとめたものである。なお、対応マニュアルは、区福祉保健センターの職員向けに作成したものであり、横浜市こころの健康相談センター（令和2年4月1日から健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課救急医療係。以下「こころの健康相談センター」という。）が行う法第27条第1項の規定に基づく調査について記載したものではない。また、対応マニュアルには、措置診察の要否の判断基準が例示されているが、措置診察の要否の判断はこころの健康相談センターが行うと記載しており、対応マニュアルに従って措置診察の要否の判断を行っているのではない。</p> <p>(オ) こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査は、こころの健康相談センターに所属する法第23条通報への対応に当たる職員が実際の業務で得た経験を参考に行うため、こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査に関する所定の手続を定めた文書は作成していない。こころの健康相談センターが行う措置診察の要否の判断は、基本的には指定医を含む職員間の合議により行うが、深夜帯における法第23条通報への対応において、判断に迷う場合は、法の逐条解説を参照し、若しくは現場の職員間で協議し、又は電話による責任職からの指示若しくは指定医の助言を得ながら行っている。</p> <p>指示や助言の要否は個別に判断するものであるから、それについて横浜市が独自に明文化したものはない。そのため、本件審査請求文書は、作成しておらず、保有していないため非開示とした。</p> <p>(カ) 本件処分の非開示決定通知書の備考欄に記載する「回答書の内容に係る手続きは、中央法規社の出版する「精神保健福祉法詳解」における逐条解説等も参考にしています。」という「等」は、現場の職員間の協議、電話による責任職からの指示又は指定医の助言を指す。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 当審査会において本件回答書を見分したところ、本件回答書には、本件通報案件に係る法第27条第1項の規定に基づく調査の内容及び措置診察の要否の判断の理由が記載されていた。</p> <p>(イ) 審査請求人は、「担当係長が、対応マニュアルに定められた手続きに則って法第27条第1項に基づく調査及び措置診察の要否の判断の事務を行っていることを審査請求人に回答している」旨主張しているが、実施機関は、上記ア(エ)及び(オ)のとおり、対応マニュアルはこころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査について記載したものではなく、こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査に関する所定の手続を定めた文書は作成していないと説明している。</p> <p>(ウ) 当審査会において、本件通報案件のあった特定年月日c時点において通用していた業務マニュアル及び対応マニュアル（平成28年4月版）を見分したところ、業務マニュアルの表紙には「横浜市区福祉保健センター精神保健福祉業務マニュアル」と記載されており、業務マニュアルには「精神保健福祉法第23条警察官通報対応マニュアル」との題名から始まる13ページの記載部分があった。対応マニュアルには、業務フロー、第23条警察官通報対応の具体的な流れ（事前調査のポイント、診察実施・不実施の判断及び措置診察不実施に多い事例を含む。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受付用紙、記入マニュアル等が記載されており、また、措置診察の要否の判断はこころの健康相談センターが分担することが記載されていた。</p> <p>措置診察の要否の判断基準に関する記述は、参考に例示されているに過ぎず、こころの健康相談センターが行う措置診察の要否の判断基準を示した文書であるとまでは認められなかった。</p> <p>そのため、実施機関の「対応マニュアルは、区福祉保健センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査の内容等についてまとめたものであり、こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査について記載したものではない。また、対応マニュアルには、措置診察の要否の判断基準が例示されているが、措置診察の要否の判断はこころの健康相談センターが行うと記載しており、対応マニュアルに従って措置診察の要否の判断を行っているのではない。」との説明に特段不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、対応マニュアルは、本件審査請求文書には該当しない。</p>

答申 番号	判断の要旨
2703	<p>(エ) さらに、実施機関は、上記ア(オ)のとおり、こころの健康相談センターが行う法第27条第1項の規定に基づく調査は、こころの健康相談センターに所属する法第23条通報への対応に当たる職員が実際の業務で得た経験を参考に行い、深夜帯における法第23条通報への対応において判断に迷う場合は、現場の職員間で協議し、又は電話による責任職からの指示若しくは指定医の助言を得ながら行っていると説明するところ、業務経験は個々の職員に蓄積されるものであり、指示又は助言の要否の判断は個別に行うものであるから、それらについて明文化したものはないとの実施機関の説明は不合理であるとまではいえない。</p> <p>(オ) 実施機関が法第27条第1項の規定に基づく調査及び措置診察の要否の判断の基準にしていると説明する法の規定及び法の逐条解説は、横浜市で機関（組織）決定した文書ではない。</p> <p>(カ) なお、審査請求人は、「A担当課長の発言の信ぴょう性を確認するため、本件開示請求により、本件回答書の内容に係る疑義について特定年月日bに審査請求人が横浜市と面談したときの記録（以下「面談記録」という。）に記載されているA担当課長の発言に係る文書の開示請求を行った」旨主張するため、当審査会において、実施機関が平成31年2月21日付個人情報開示決定において審査請求人に開示した面談記録を見分したが、本件開示請求に係る開示請求書に記載されている「請求者に手交された回答書（健こ特定番号、特定年月日a付け）に記載された内容は、機関（組織）決定された所定の手続きに則ったものであるとの説明」をしたとの記載は見当たらなかった。</p> <p>(キ) そのほかに、本件審査請求文書の存在を推認させる事情は認められない。</p> <p>ウ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881